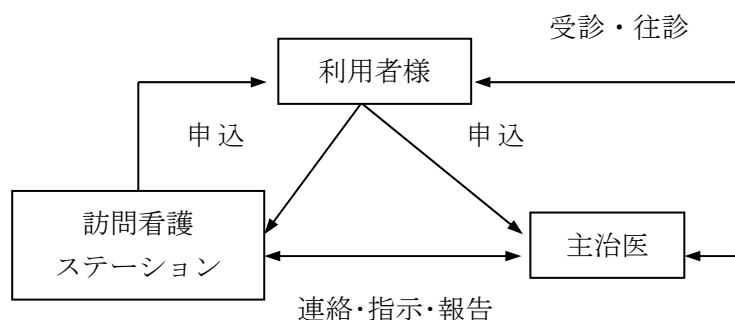


介護予防訪問看護・訪問看護重要事項説明書

医療法人舟山病院米沢訪問看護ステーション

1. 介護予防訪問看護、訪問看護（以下「訪問看護サービス」という。）のお申込からサービス開始まで
訪問看護サービスは、看護師などがご家庭を訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、介護保険制度のほか、医療保険制度で利用できる方もいますので、安心して在宅療養が続けられます。



申し込みについては、上記又は地域包括支援センター、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）等にご相談ください。

訪問看護サービスを利用する場合は主治医の指示書が必要です。指示書は訪問看護ステーションに提供されます。

2. 事業の目的

医療法人舟山病院が開設する医療法人舟山病院米沢訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う介護予防訪問看護、訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者(以下「看護師等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治の医師が介護予防訪問看護、訪問看護(以下「訪問看護サービス」という。)の必要を認めた要支援者、要介護者に対し、適正な訪問看護サービスを提供することを目的としています。

3. 運営の方針

ステーションの看護師等は、要支援者、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援させていただきます。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 緊急時における対応方法

看護師等は、訪問看護サービス実施中に、利用者様の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求めるなどの必要な対応を取らせて頂きます。また、ご家族やケアマネジャー等へ連絡させていただきます。

5. 訪問看護サービスの内容

- 病状の観察・健康管理
- 療養・看護・介護方法のアドバイス
- 日常生活上の援助（食事・水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケアなど）

- リハビリテーション
- ターミナルケア（介護予防訪問看護は除く）
- 認知症や精神疾患の方の看護
- ご家族など介護者様の支援
- 医師の指示による医療処置（点滴・褥瘡、創傷処置など）
- カテーテルなど医療機器の管理
- 保健・福祉サービスなどの活用支援

6. 営業日及び営業時間

- 営業日 : 月曜日～金曜日まで
- 休業日 : 土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始（12/30～1/3）
- 営業時間 : 月～金曜日 午前8時30分～午後5時

- 緊急連絡先：23-4012

※当ステーションは、24時間いつでも電話連絡がとれる体制を設けております。

7. 当事業所の職員体制

職 種	常 勤	非 常 勤	計
看護師(管理者含む)	4		4

8. 利用料金

- 別紙利用料金表のとおり。なお、利用者様が支払う額は、利用者様の負担割合証に基づきます。
- 当ステーションは、サービス提供体制強化加算、看護体制強化加算の届出をしています。
- 訪問看護医療 DX 情報活用加算の届出をしています。
居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて取得した診療情報等を活用し、質の高い訪問看護を提供できるよう努めます。

9. 事業の実施地域

- 米沢市・南陽市・高畠町・川西町

10. ご利用にあたってのお願い

- 保険証(マイナ保険証)や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- 当ステーションは看護学生や研修生等の実習を受け入れております。同行訪問などご協力いただく場合があります。

11. サービスの内容に関する相談・苦情窓口

当事業所の訪問看護サービスに関する相談・苦情については、下記のところで承ります。

電 話 番 号	0238-23-4012
担 当 者	上野 まゆみ

12. 当事業所の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	医療法人 舟山病院
代 表 者 役 職 ・ 氏 名	理事長 鬼満 圭一
所 在 地	米沢市駅前2丁目4番8号